

くらしき作陽大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

くらしき作陽大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、くらしき作陽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」と定め、大学の使命・目的は学則に明示している。また、建学の精神と大学の使命・目的を「菩薩道を歩むプロの養成」と簡潔にまとめ、キャンパスガイド、学生便覧などによって学内外に周知を図っている。特に、建学の精神を生かした人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育の内容については、新入生オリエンテーション及び全学部必修科目の「アセンブリー・アワー」で詳細に説明している。教職員には、新任教職員研修会などにより理念の共有化を図っている。また、建学の精神の理解を促進するため、毎年理事長より出されたテーマについて教職員が提出したレポートを冊子として発行している。

「基準2. 学修と教授」について

収容定員充足率を見ると、一部未充足の学科はあるが、学校法人の長期ビジョンである「西日本一の学園づくり」に従って学生確保に努力し、学科・コース編制の変更・新設や入学定員の変更などの対応により改善が見られる。三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）については学部・学科・研究科ともに明確に設定され、公開されている。教育課程に関しては、教育目的を踏まえ、カリキュラムポリシーに従って体系的に編成されている。全学的にアドバイザー制度を実施するとともに、キャリア教育支援システム「UNIPA」による学修管理やオフィスアワーによる就学指導を有効に実施している。キャリア教育においては、高い就職率を維持するとともに、管理栄養士国家試験などの資格取得にも成果を挙げている。学位の種類及び分野に応じて、必要な専門教員を確保し、適切に配置している。また、教育目的の達成のため施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。盲人用進路案内板（点字ブロック）の埋設など、施設・設備のバリアフリー化などにも配慮している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

最高意思決定機関としての理事会とその諮問機関である評議員会において経営上の重要事項について審議している。理事長のリーダーシップのもと、予算・決算など重要事項の審議・決定がなされている。また、大学教授会及び学部教授会には理事長（学長兼任）も出席しており、教学と経営の円滑な連携を促進する体制となっている。「西日本一の学園づくり」を目標とした中期計画及び年度始めに発表される「基本方針」に基づき、教職員全員が「重点目標」を定め、1年間実践した結果を評価する仕組みが確立されており、理事長の意思を全教職員に伝える体制が整っている。財務比率は良好であり、借入金もなく、

健全な財務状況である。また、公認会計士監査、監事監査、内部監査もそれぞれ連携して行う体制が整備され、適正に実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

平成 7(1995)年に自己点検・評価の規定を整備し、自己点検・評価活動のための恒常的な実施体制を整え、自主的・自律的、かつ適切に実施している。毎年、改革会議において自己点検項目を決定し、自己点検委員会において自己点検・評価を行い、その結果を自己点検報告としてホームページに公開し、4年に一度は報告書として製本している。全授業科目の「授業改善のためのアンケート」を実施し、学生の要望及び課題などを担当科目ごとに集計して、各教員に伝達し授業改善に役立てている。また、教員一人ひとりの1年間の教育と研究の成果及び自己評価をまとめた冊子「教育と研究」を発行し、教員個人の教育研究活動の改善・改革のための PDCA サイクルを実施している。

総じて、大学の教育は建学の精神に基づいて適切に行われ、学修と教授においてもさまざまな創意工夫が施され適切に運営されている。経営・管理と財務に関しては、適切に運営されるとともに、健全な財務状況である。自己点検・評価に関しては、自ら設定した計画に従って PDCA に基づいた改善に努めている。特に、「西日本一の学園づくり」を目標とした中期計画の実現に向け、教職員全員が参画し、大学の改革に取り組んでいる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.国際交流」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」と定め、大学の使命・目的は学則の第 1 章総則第 2 条に「本学は教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に 4 年の音楽、食文化又は子ども教育に関する大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とし、宗教的情操教育を施して信念と道義心とを涵養し、以て大学教育の普及と地方文化の向上を図ることを使命とする」と明示している。また、建学の精神と大学の使命・目的については、「菩薩道を歩むプロ

の養成」と簡潔にまとめ、学生にはキャンパスガイド、学生便覧などに掲載し、学是碑などによって周知を図っている。更に、教職員には、新任教職員研修会、「FD&SD 全教職員会議」などにより理念の共有化を図っている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的に関しては、法令に適合するとともに、建学の精神を生かした人間教育、特色ある専門教育及び教育研究成果の地域への還元と、使命である「菩薩道を歩むプロの養成」の三つの個性・特色を明示している。特に、建学の精神を生かした人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育の内容については、新入生オリエンテーション及び全学部必修科目の「アSEMBリー・アワー」で詳細に説明している。また、学部・学科・研究科の目的も明確に定められている。更に、大学の使命・目的の実現を目指した「作陽学園中期計画(H24-28)」を策定し、社会情勢に対応するなど、必要に応じて教育目的や教育課程の編成方針の見直しなどを行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的の実現を目指す「作陽学園中期計画(H24-28)」の策定などに、教職員が関与・参画している。建学の精神の理解を促進するため、毎年理事長より出されたテーマについて教職員がレポートを提出し、冊子として発行して共通理解を図っている。また、使命・目的及び教育目的を体系的に整理し、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映させるとともに、キャンパスガイドをはじめとする各種印刷物、石碑、あるいは大学のホームページなどで明示し、学内外に周知している。更に、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学部・学科ごとのアドミッションポリシーを定め、明示して周知を図っている。アドミッションポリシーに沿って、公正かつ妥当な独自の入学者選抜方法により、適切な体制のもとに運用している。また、試験の時期、試験の回数、試験科目や配点を個別に定めるなど工夫が見られる。収容定員充足率を見ると、一部未充足の学科はあるが、学校法人の長期ビジョンである「西日本一の学園づくり」に従って学生確保に努力し、学部・コース編制の変更・新設や入学定員の変更などの対応により改善が見られ、大学全体の入学者受入れ数は概ね適切に維持されている。

【改善を要する点】

○音楽学科については、収容定員充足率が 0.7 倍を下回っているため、更なる改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神を基盤として、教養教育、キャリア教育及び専門教育からなる全学的な学士課程教育の体系を構築している。カリキュラムポリシーは大学、各学部・学科・研究科ともに明確に設定され、ホームページなどで公開されている。教育目的を踏まえ、豊かな知性と人間性を育む教養教育の実施と各学部・学科の専門教育を積上げ、就業力を養うためのキャリア学修への支援というカリキュラムポリシーに従って、各学部・学科・専攻は体系的な教育課程を編成している。年間履修登録単位数についてキャップ制を導入している

が、制度の趣旨に沿うよう単位数の上限を引下げる方向での見直しを検討している。

カリキュラムポリシーに沿った授業内容・方法の工夫として、「アセンブリー・アワー」と「宗教」を全学共通の必修科目として仏教による人間教育を実施しており、建学の精神の理解を深める上での効果を意図した内容になっている。FD(Faculty Development)活動、「授業改善のためのアンケート」など、教授方法の改善を進めるため組織体制を整備し運用している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生の学修支援や授業支援に関する会議体はすべて教員と職員によって構成されており、教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備し、運営している。全学的にアドバイザー制度を実施するとともに、キャリア教育支援システム「UNIPA」による学修管理やオフィスアワーによる就学指導を有効に実施している。授業補助、実技実習などについては、指導教員の教育活動を支援するために、助手、教務助手の適切な活用と上級生による下級生への指導を実施している。履修状況、学修状況を「UNIPA」上で常にモニターすることによって、中途退学者、停学者及び留年者への対応策を行っている。「授業改善のためのアンケート」「改善提案箱」など、学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、学則や学生便覧に明示するとともに、厳正に適用している。進級要件については学部ごとに明確に定め、厳格な成績評価を実施している。成績評価基準についても学則や学生便覧に明示し、厳正に評価している。大学及び各学部・学科の卒業認定の基準、適用の状況などを学則、学生便覧、ホームページに明示し、周知を図っている。

【参考意見】

○授業の内容、方法、授業計画、評価の基準などについて、シラバスの記載内容が一部の科目で不明瞭であるので、充実への対応が望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育の履修科目として、各学部の特性に応じた「インターンシップ」「実務基礎 I～VII」「キャリアアップ実習」、社会人基礎力育成の実践科目として産学連携・地域連携による PBL(Problem Based Learning)形式の「地域貢献実践」を開講するとともに、包括協定を締結した自治体の行政職に関連した全学共通の「インターンシップ」を実施して、キャリア教育のための支援体制を整備している。また、「就業力育成支援センター」を設置して、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況を把握して適切な指導を行い、高い就職率を維持するとともに、管理栄養士国家試験、フードスペシャリスト資格、小学校教諭免許、保育士資格などの取得に成果を挙げている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価及び改善のために、「授業改善のためのアンケート」を実施し、その中では学生自身の授業への取組み姿勢、授業又はレッスン内容などに関する質問項目を設けるなど、点検・評価のための工夫を行っている。また、点検・評価の結果は、「業績貢献自己報告書」や「教育と研究」に冊子としてまとめるなど、教育内容・方法及び学修指導の改善のためにフィードバックしている。

管理栄養士養成コースでは、数年連続して管理栄養士国家試験の高い合格率を維持している。栄養士養成コースでは、社団法人「全国栄養士養成施設協会」主催の栄養士実力認定試験を受験することを義務付け、栄養士としての資質向上を図り、最優秀評価の高い取得率を維持している。また、保育実習、教育実習の参加要件を内規で定め、実習該当年までの単位修得状況と成績評価などを判定基準として設け、実習資格を判定している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の支援に関して、教員によるアドバイザー制度、教職員で構成する学生サービス、厚生補導のための学生委員会、事務組織としての学生支援係及び保健室によるサポートを組織し、学生支援に関する事項について企画・協議し、その執行に当たっている。学生の課外活動に対する全体的な指導や支援は、学生委員会を中心に適切に行っている。学生の健康相談、心的支援、生活相談などについては、保健室を中心に対応しているほか、カウンセラーや精神科専門医による対応を行うなど、適切に行っている。

また、大学独自の奨学金制度や学資ローンの利子補助制度を設けるなど、学生のための経済的支援を適切に行っている。

毎年、保護者懇談会を大学及び地方会場で開き、学生の大学での様子と家庭での情報の共有を図り、きめ細かいサポートができる体制を整えている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学位の種類及び分野に応じて、必要な専任教員を確保し、適切に配置している。

教員の採用・昇任は、「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学教員の採用・昇格規程」を定めて、適切に運用している。また、教員の人事評価制度を導入し、日常の教育研究の評価及び大学への貢献度を年度ごとに評価することによって人材の育成に役立てている。教職員対象の研修会として、毎年度4月、9月、1月に開催する「FD&SD 全教職員会議」と不定期ではあるが、宿泊を伴うワークショップを行っている。

教養教育の全学組織として教養教育専門部会を設置し、教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制を確立している。また、「高等教育研究センター」に教育改革室を開設し、基礎学力向上計画を立てるなど、教養教育を実施する体制を整えている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育研究目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの快適な教育研究環境を整備し、かつ有効に活用している。適切な規模の図書館を設け、十分な学術情報資料も保有している。各種施設・設備は、平成 8(1996)年に完成したものであり、耐震などの安全性も確保されている。また、盲人用進路案内板（点字ブロック）の埋設など、施設・設備のバリアフリー化などにも配慮している。

「改善提案箱」など、学生の意見をくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映している。授業を行う学生数は教育効果を十分に上げられるような人数となっている。災害時への対応として、避難訓練を「アセンブリー・アワー」の 1 コマとして実施している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

教育機関としての公共性と社会の要請に応え得る運営を通じて、建学の精神及び法人の目的実現に向けた継続的な努力がなされている。中期計画が策定され、最高意思決定機関としての理事会とその諮問機関である評議員会において経営上の重要事項について審議している。理事会の下には運営会議及び改革会議が置かれ、理事長の諮問に応じ、重要事項に関する協議を行っている。教学に関する重要事項は教授会の議を経て決定される。

大学の設置、運営に関連する法令に基づき、学内諸規定を体系的に整備し、研究倫理、ハラスメント、個人情報保護など人権についても配慮するなど、コンプライアンスを推進

している。また、危機管理マニュアルの周知徹底など、危機管理体制を整備し、校地の緑化など環境保全、安全への配慮もなされている。教育情報、財務情報も学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、ホームページなどを通じて適切に公表されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は最高意思決定機関として位置付けられ、寄附行為に基づいて適切に運営され、理事の選任についても寄附行為に定められている規定どおり運用されている。

理事長のリーダーシップのもと、予算・決算など重要事項の審議・決定がなされている。また、理事会には学部長が理事として出席し、教学部門の意思が法人運営に反映しやすい体制が整えられている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

教育研究に関わる意思決定については、大学教授会を置き、大学教授会の専門委員会として学部教授会が教育に関する諸事項を審議し、学長が決定することになっている。学長は理事長を兼任しており、大学教授会及び学部教授会に出席し、教学と経営の円滑な連携を促進する体制となっている。

学長は大学の教育研究の全般を管理し、理事会をはじめとする管理運営に関する主要な会議においても大学の意思決定について中心的な役割を果たしており、業務執行責任者としてリーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は学長を兼任しており、運営会議、改革会議、教授会などへ毎回出席しているほか、事務局会議にも毎回出席し、日常的な諸問題なども把握したうえで指導を行うなど、法人及び大学の意思決定を円滑に行うための仕組みが整えられている。

教学組織と事務組織は互いに独立した形をとり、共通する事項は教職員合同の会議を設けるなど、相互チェックとガバナンスの面で効率的に機能している。評議員会は寄附行為に基づき適切に開催、運営されている。監事による監査は適切に実施され、監事の理事会、評議員会への出席状況も適切であり、内部監査役とも連携がとれている。

年度初めに発表される「基本方針」に基づき教職員全員が「重点目標」を定め、1年間実践した結果を評価する仕組みが確立されており、理事長の意思を全教職員に伝える体制が整っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織の規定及び事務分掌細則に事務組織、業務分掌、権限などを定め、効率良く業務を遂行できるよう規定に基づいた運営が行われている。事務局は設置校すべてを管轄している。大きくは経営企画部、教育企画部、高校事務室に分かれており、事務局長を長とし、全体の統括として経営本部長を置き、必要な職員を適切に配置している。大学・短期大学の事務部門を一か所に集中して配置することで、職員の効率的な配置のみならず情報の共有、部門間の協力関係の構築など、業務執行の面でも有効に機能している。

職員の能力開発については OJT、OffJT、自己啓発を中心として職務の等級に応じた目標を定めて行っている。また、目標による管理のほか「学園への貢献度」を重視した人事評価制度を導入するなど、職員の資質・能力の向上について組織的な取り組みを実施している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 19(2007)年度から「西日本一の学園づくり」を目標とした 5 か年中期計画において、改革会議のもとに「学生支援活動プロジェクト」「教育活動支援プロジェクト」「経営支援活動プロジェクト」からなる全教職員参加の改革計画を立て、私立大学等経常費補助金特別補助の「未来経営戦略推進経費」に採択された。

現在は平成 24(2012)年度からの中期計画を策定し、財務については「安定した経営基盤の構築」として、学生数の確保、人件費の適性管理及び経費の効率的な配分に取り組んでいる。

財務比率は良好であり、要積立額に対する金融資産の状況も万全である。また、借入金もなく、健全な財務状況である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計監査については学校法人会計基準、法人の経理規則などに準拠し、また会計処理の不明確事項などは、その都度、公認会計士と相談して処理している。

部門別（学部別など）の収支状況をより詳しく把握するために独自の消費収支計算書を作成し、部門別財務管理の資料として活用している。

公認会計士監査、監事監査、内部監査はそれぞれ連携して行う体制が整備され、適正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成 7(1995)年に「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学自己点検・評価等実施要綱」を定め、自己点検委員会を中心として改革会議と連携しながら自己点検・評価活動のための恒常的な実施体制を整え、自主的・自律的、かつ適切に実施している。

自己点検・評価の内容の活用については運営会議、改革会議、幹部連絡会議などと自己点検委員会とで連携しながら現状及び問題点の確認、改善のための方策の検討を行い、改革・改善を進めている。

毎年、改革会議において自己点検項目を決定し、自己点検委員会において自己点検・評価を行い、その結果を自己点検報告としてホームページに公開し、4年に一度は報告書として製本している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検委員会は、各学部・学科、事務局から選ばれた教職員によって構成され、評価項目や資料の適切性が保たれるよう配慮している。検討の結果は各学部・学科にフィードバックして学部、学科の意見が反映できる体制となっている。全授業科目の「授業改善のためのアンケート」を実施し、学生の要望及び課題などを担当科目ごとに集計して、各教員に伝達し授業改善に役立てている。また、「高等教育研究センター」は透明性の高い自己点検・評価の実施と、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を支援している。

教員一人ひとりの教育研究成果及び自己評価をまとめて毎年発刊している「教育と研究」は、教員の教育や研究の現状を把握する上で貴重な資料となっている。毎年度の自己点検・評価結果はホームページに公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

学長直轄の全学的組織である改革会議は毎年度の活動計画を決定し(Plan)、各学部及び

事務局における職務や教育研究活動などとして実施(Do)され、その活動点検(Check)を自己点検委員会にて実施し、改革会議に逐次報告され、大学の改善や規定の見直しなどを実施(Action)する PDCA サイクルを確立している。

教員一人ひとりの1年間の教育と研究の成果及び自己評価をまとめた冊子「教育と研究」を発行し、教員個人の教育研究活動の改善・改革のための PDCA サイクルを実施している。

【優れた点】

○大学の自己点検・評価に基づく PDCA サイクルと、教職員個人の目標設定による PDCA サイクルを融合し、制度化するとともに、自己点検・評価システムを有効に機能させていることは高く評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際交流

A-1 国際連携プログラムの発展性

- A-1-① 留学生送出プログラムの充実
- A-1-② 留学生受入プログラムの充実
- A-1-③ 受入・派遣学生の支援体制の充実

【概評】

大学は、昭和 41(1966)年に音楽学部を開設して以来、国内外の優れた音楽家を招へいして音楽教育の質の向上を図ってきた。平成 11(1999)年にはモスクワ音楽院と交流協定を締結し、国際連携プログラムを開始させた。それ以来、在学生の短期留学派遣が定着するとともに、卒業生の留学も進展した。近年は、欧米や東南アジア地域の大学などとの協定締結を進め、海外協定校への派遣公演、招待演奏、合同演奏などを開催している。

食文化学部において、世界的な「食の安全」や「食文化」に注目・関心が集まる中、中国からの留学生の受入れが増加しつつある。

中国からの留学希望学生の就学支援のためにさまざまな支援を行っている。例えば、山東省煙台市に拠点を設け、嘱託職員を常駐させ、留学生の渡日前の日本語学修を促すために、留学生の出身地域の日本語教育機関と連携・協働している。更に、日本語習得レベルの低い学生を対象として、日本語運用学修を支援するなど、在学中の日本語教育プログラムを運用している。

優秀な留学生を対象に大学独自の奨学金制度を設け、協定校から推薦された留学生について授業料の一部減免を行っている。また、留学生対象の各種学外の奨学金制度を紹介して経済的負担の軽減を図っている。

海外の協定校から短期交流を目的とした学生や研究者を受入れる一方、職員も学務などの事務的業務の研修のため受入れている。国際交流や留学生の受入・派遣を円滑に行うた

めに、留学生支援業務全般を一括して対処する部署を新たに設置するための整備を進めている。

